



### ◆ひとり親家庭医療費助成について【社会福祉係】

ひとり親家庭医療費助成制度は、ひとり親家庭に認定された世帯が病院や診療所で診療を受けたときに、健康保険の自己負担分を助成する制度です。

#### 1. 対象となる方

町内に住所があり、次のいずれかに該当する児童を養育、監護されている方が対象となります。

(※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または、20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある方です。)

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母がDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※戸籍上認知されている場合でも、平成10年8月から対象になります。

- (9) 上記以外で父母が明らかでない児童

※養育、監護されている方などの所得額や生活実態によって、対象とならない場合もありますので、対象になり得るかどうかは、上記の問い合わせ先で確認をしてください。



#### 2. 手続きについて

受給者証の交付を受けるためには申請が必要です。下記のものをご準備の上、申請してください。

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・住民票（1通）
- ・戸籍謄本（1通）
- ・所得証明（1通）
- ・保険証（養育されている方と児童の分）

#### 3. 支払いについてのお知らせ

本町では、重度心身障害者医療費助成や子ども医療費助成など類似する制度との混乱を避けるため、申請月の翌々月に助成金を振り込んでおりますのでご理解ください。

### ◆子ども医療費の登録はお済みですか？【健康増進係】

平成26年4月から子ども医療費助成制度の対象者が中学校卒業（15歳）まで拡大されています。

◎中学生以下の医療機関（薬剤を含む）の自己負担額（保険内診療）を全額助成します。

※ただし、ひとり親医療費助成制度および重度心身障害者医療費助成制度の受給対象となっている方につきましては、引き続き同制度からの助成対象者となりますので、手続きの必要はありません。

#### 《登録に必要なもの》

- ①印鑑（シャチハタ不可）
- ②保険証（保護者および対象者の子ども両方とも）
- ③保護者名義の通帳